

令和 6 年度 廿日市市自治体新電力会社の設立支援及び地域再エネ事業に関する運営体制
構築等の基本方針検討業務 公募型プロポーザル実施要領

この実施要領は、令和 6 年度 廿日市市自治体新電力会社の設立支援及び地域再エネ事業に関する運営体制構築等の基本方針検討業務について、公募型プロポーザル（企画提案公募）により、受託予定事業者を選定するために必要な事項を定める。

1 業務の概要

(1) 業務の名称

令和 6 年度 廿日市市自治体新電力会社の設立支援及び地域再エネ事業に関する運営体制構築等の基本方針検討業務

(2) 業務の内容

別紙 1 「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和 7 年 3 月 21 日まで

(4) 提案見積限度額

9,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加条件

(1) 参加者の資格

ア「7 参加申込書兼誓約書等の提出」に示す提出書類により、本実施要領及び仕様書の内容を十分に遂行できると認められる者であること。

イ 市との協議・調整に十分な能力を有し、契約及び本業務の実施、諸条件の変更等について柔軟な対応ができる者であること。

ウ 平成 31 年 4 月 1 日以降に、他の地方公共団体において地域新電力会社の設立や地域脱炭素の推進又はそれに類する計画等の策定業務の実績があること。

(2) 参加者の制限

次の条件を全て満たす者とする。なお、複数事業者が連携する場合は、グループ全員が次の条件を全て満たすこと。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定のいずれにも該当しない者であること。

イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されていない者であること。

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。

- エ 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- オ 事業者及びその代表者が直近 1 年間の国税及び地方税を滞納していないこと。
- カ 政治団体（政治資金規正法第 3 条の規定によるもの）及び宗教団体（宗教法人法第 2 条の規定によるもの）でないこと。
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 項に規定する暴力団員が経営する法人若しくは暴力団員が実質的に経営を支配する法人若しくはこれらに準じる者でないこと。
- ク 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。

3 応募及び各手続きの窓口

廿日市市生活環境部ゼロカーボン推進課（廿日市市役所 1 階）
 所在地〒738－8501 広島県廿日市市下平良一丁目 11 番 1 号
 電話(0829)30-9224 FAX (0829)32-1059
 E メール: zerocarbon@city.hatsukaichi.lg.jp

4 選定スケジュール（予定）

内容	期日
公募開始（実施要領の配布）	令和 6 年 5 月 8 日（水）
質問票の提出期限	令和 6 年 5 月 13 日（月）
質問に対する回答	令和 6 年 5 月 16 日（木）
参加申込書兼誓約書等の提出期限	令和 6 年 5 月 21 日（火）
企画提案書等の提出期限	令和 6 年 5 月 30 日（木）
選定委員会（プレゼンテーション）	令和 6 年 6 月 4 日（火）
選定結果の通知	令和 6 年 6 月 6 日（木）
契約の締結	令和 6 年 6 月 上～中旬

5 実施要領の配布

(1) 配布開始日

令和 6 年 5 月 8 日（水）

(2) 配布方法

実施要領、提出書類の様式、その他公募に係る資料は、廿日市市のホームページ（<http://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/>）からダウンロードすること。窓口での配布は行わない。

6 実施要領等に関する質問の受付及び回答

(1) 提出期限

令和6年5月13日（月）

(2) 提出方法

様式3の質問書を3の応募及び各手続きの窓口まで電子メールで提出すること。

電子メールを送信する際の件名は、「【事業者名】令和6年度 廿日市市自治体新電力会社の設立支援及び地域再エネ事業に関する運営体制構築等の基本方針検討業務 に関する質疑について」とすること。

(3) 質問に対する回答

回答は、順次、市ホームページに掲載する。

(4) その他

ア 質問及び質問に対する回答は、実施要領等の追補とみなす。

イ 質問の内容に事業者名を特定できる記載があるときは、回答しない。

7 参加申込書兼誓約書等の提出

プロポーザル参加希望者は、参加申込書兼誓約書等の提出書類を持参又は郵送等の方法で提出すること。持参の場合は、土日祝日以外の午前9時から午後5時までに、郵送の場合は、提出期限の日までに必着とする。発送後であっても未着の場合は、提出期限内の提出がなかったものとみなす。

(1) 提出期限

令和6年5月21日（火）

(2) 提出先

3の応募及び各手続きの窓口

(3) 提出書類

次の書類を提出すること。グループでの参加の場合は、グループ全員の書類が必要。

書類名	様式など	提出部数
参加申込書兼誓約書	様式1 ※ 複数の事業者が連携する場合は、参加希望の主たる事業者が提出するものとし、合わせて連携事業者（従たる事業者）についても必要事項を記載すること。	1部
事業者概要がわかるもの	パンフレット等	9部

業務実績書	様式 2 ※ 平成 31 年 4 月 1 日以降、地域新電力会社の設立や地域脱炭素の推進又はそれに類する計画等の策定業務を受注した実績のうち、契約期間が直近のものから順に最大 5 件まで記載すること。	9 部
-------	---	-----

(4) 参加資格の取り消し

提出された書類に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消す。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和 6 年 5 月 3 0 日（木）

(2) 提出方法

企画提案書等の提出は、持参又は郵送等とする。持参の場合は、土日祝日以外の午前 9 時から午後 5 時までに、郵送の場合は、提出期限の日までに必着とする。発送後であっても未着の場合は、提出期限内の提出がなかったものとみなす。

(3) 提出先

3 の応募及び各手続きの窓口

(4) 提出書類

提案者は、次の書類を紙媒体で提出すること。

※ 企画提案書の副本は提案者の名称を伏せて作成すること。

書類名	様式など
企画提案書	・様式 4 及び様式 4 - 1（正本 1 部副本 9 部） ・別紙 2「企画提案書作成要領」に記載する項目（正本 1 部副本 9 部） ※ 任意様式 ※ A 4、両面印刷とし、各項目（作成要領 1～9）に対する提案を記載し、全部で 1 0 ページ以内で簡潔にまとめること。
見積書	様式 5（正本 1 部副本 9 部） ・税抜き及び税込み合計額の別、各項目ごとの金額の別が分かるように記載すること。 ※ 必要事項の記載があれば任意様式可 ・見積書とは別に、その内訳・積算内容（区分、単価、数量等）記載した見積内訳書を提出すること。

(5) 提案の取り下げ等

ア 提案書の再提出

企画提案書の再提出は、上記(1)の期限内に限り認める。ただし、部分的な差し替えは認めない。

イ 提案を取り下げる場合

提案を取り下げる場合は、参加辞退届（様式6）を提出するものとする。なお、企画提案書提出期限後から契約締結までの間に参加資格の要件を満たさなくなった場合も、参加辞退届を提出するものとする。

また、提出期限までに企画提案書の提出をしない者は、辞退したものとみなす。

(6) 企画提案書の取扱い

ア 提出書類は、再提出があった場合を除き、参加辞退届が提出された場合であっても、返却しない。

イ 提出書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

ウ 原則として第三者へ公開しないものとするが、廿日市市情報公開条例の対象行政文書となるため、本業務の審査終了以後に情報公開請求によって、公開される可能性がある。

エ 記載内容の追加及び変更は、原則として認めない。

9 ヒアリングの実施

参加者から提出された提案書等をもとに、実施要領等において定めた資格・要件が備わっているかどうかを審査する。必要に応じて提案内容に関するヒアリングを実施する。

10 プレゼンテーションの実施

提出された企画提案書に基づくプレゼンテーションを次のとおり実施する。なお、プレゼンテーションに参加しない者は、辞退したものとみなす。

(1) 実施日時

令和6年6月4日（火）とし、事業者ごとの実施時間は、後日、通知する。

(2) 出席者

1者3名以内とする。

※企画提案書の業務体制に記載されている業務執行責任者等の出席を基本とする。

(3) 実施方法

企画提案書に基づき、1者概ね20分以内（説明10分以内、質疑応答概ね10分以内）で実施する。

(4) その他

企画提案書により説明することとし、新たな資料による追加提案や追加資料の配付

は認めない。

11 提案の審査及び受託予定事業者の決定

(1) 審査の方法

審査は、「令和6年度 廿日市市自治体新電力会社の設立支援及び地域再エネ事業に関する運営体制構築等の基本方針検討業務 受託予定事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）により、審査項目に基づいて企画提案書の内容を審査し、提案者ごとの総合評価点（委員全員の合計点）を算出する。

(2) 選定委員会の構成

委員長	生活環境部長
副委員長	ゼロカーボン推進課長
委員	経営政策課長
	公共施設マネジメント課長
	産業振興課長

(3) 審査項目及び審査基準

審査項目	審査基準	配点
1 全般	本業務の目的、事業内容を理解した提案内容となっているか。	10 点
2 業務の工程	仕様書を踏まえ、現実的かつ効率的な業務工程及び策定スケジュールが設定されているか。	10 点
3 自治体新電力会社の設立に関する支援	設立や電気小売事業の検討に関する知見を有しているか。	10 点
4 地域再エネ事業の実施にあたって、供給可能な再エネを把握するための調査・検討	次の事項について、具体的かつ廿日市市地球温暖化対策実行計画の記載内容からより現実的な結果を得られる内容となっているか。 【供給可能な再生可能エネルギーの把握】	10 点
5 地域の経済的・社会的課題への貢献を行うための事業スキーム・実施体制を構築するための調査・検討	次の事項について、手法やプロセスが適正で、市の特性等を踏まえた結果が得られる手順となっているか。	50 点 小計
	【ア 廿日市市の現状と課題の抽出】 ・データの収集・整理 ・関係者へのヒアリング調査（商工会議所/事業者等） ・広島ガス(株)側の検討状況の確認整理 【イ 自治体新電力会社に関する他事例の収集】 ・他事例の収集（自治体新電力会社の動向、地域再エネ事業）	(10 点)

	【ウ 地域再エネ事業の検討】 ・ 甘日市市の特性や地域課題を踏まえた事業モデルの検討 (ア)太陽光発電を中心とした再生エネ電源の拡大モデル 【例】 電力の地産地消と普及など (イ)再生エネの拡大及び省エネの推進と地域課題の同時解決 【例】 再エネ・省エネに加え地域雇用増等による地域経済の循環、市民生活の充実など ・ 事業の実施により見込まれるエネルギー収支の改善や地域経済の循環に及ぼす効果の整理	(20 点)
	【エ 検討結果を踏まえた事業を推進するための実施・運営体制の構築】 ・ 継続的な官民連携及び確実に地域に利益を循環させるための仕組の構築の提案 ・ 再エネ事業に係る知識やノウハウが蓄積され、内発的な発展につながる事業実施体制の検討 ・ 民間からの提案を幅広く集めて整理し、各事業のステークホルダーそれぞれが、責任を持って取組めるようにする仕組みづくり	(20 点)
6 議会用の説明資料の作成	1 2 月議会を想定した適正なスケジュールとなっているか。	10 点
7 業務体制	業務内容等に応じた適正な実施体制（責任者、人員配置、役割分担等）となっており、的確かつ円滑に遂行できる体制が確保されているか。	10 点
8 業務遂行能力	地域新電力会社の設立や地域脱炭素の推進に類する計画等の策定業務の実績があり、市に対して、再エネの導入に加え地域循環共生圏の構築に関する助言ができる見識を有し、本業務を適切に遂行する能力があるか。	10 点
9 その他上記の内容以外で、本業務の目的等を踏まえた実施内容	上記の内容以外で、本業務の目的等を踏まえ独創的かつ効果的な提案となっているか。	10 点
合計		130 点

※配点は、1 人当たりの持ち点

(4) 受託予定事業者の決定方法

総合評価点が最も高い者を受託予定事業者とする。

(5) 審査結果の通知等

提案者には、審査結果を通知する。また、審査結果の公表は、受託予定事業者の名称、提案事業者数、全提案者の総合評価点（受託予定事業者以外の提案者の名称は不開示として公開）について、市ホームページにより公表する。

(6) その他

ア 企画提案書を提出した者が1者のみの場合でも、企画提案書の審査を実施する。

イ 提出された企画提案書を審査した結果、総合評価点が満点の60%に満たない場合は、受託予定事業者として選定しない（参加事業者が1者である場合を含む。）。

ウ 総合評価点の最も高い者が2者以上ある場合は、くじによって受託予定事業者を決定する。

エ 審査の経過に対する問い合わせには応じない。

12 契約

(1) 契約の締結

受託予定事業者に選定された事業者と提出された企画提案書を基に協議を行い、協議が整った場合に、契約を締結する。

また、協議が整わない場合にあっては、次順位の者と協議の上、契約を締結する場合がある。

(2) 契約条項等

別に定める業務委託契約書のほか、廿日市市契約規則（昭和63年規則第15号）及び廿日市市会計規則（昭和63年規則第13号）の定めるところによる。

13 公正なプロポーザルの確保

(1) プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。

(2) プロポーザル参加者は、競争を制限する目的で他のプロポーザル参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。

(3) プロポーザル参加者は、受託予定事業者の選定前に、他のプロポーザル参加者に対して提案書等を意図的に開示してはならない。

(4) プロポーザル参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該プロポーザル参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

14 関係法令の遵守

プロポーザル参加者は、刑法（明治 40 年法律第 45 号）及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律を遵守し、このプロポーザルにおける手続の公正、公平を害する行為を行わないこと。

15 参加者の失格

プロポーザル参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「2 参加条件」を満たしていない者
- (2) 提案書を提出期限までに提出しなかった者
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした者
- (4) 正当な理由なくプレゼンテーション・ヒアリングに応じなかった者
- (5) その他このプロポーザルの条件に違反した者
- (6) 提案上限額を越えて提案を行った者

16 著作権等

(1) 著作権

企画提案書の著作権は、提案書を提出した参加者に帰属する。ただし、市が必要と認めるときは、市は企画提案書の全部又は一部を参加者の承諾を得ずに無償で使用できるものとする。

(2) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じる責任は、参加者が負うものとする。

17 その他

- (1) 企画提案書の作成等、このプロポーザルの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 受託予定事業者の決定後、契約締結までの間に、受託予定事業者がこのプロポーザルの参加要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しないことがある。
- (3) 参加申込手続及び提案手続で提出した書類に虚偽の記載をした場合は、指名除外を行うことがある。
- (4) プロポーザルに関し、提出された参加申込書兼誓約書及び企画提案書等は、受託予定事業者の選定以外の目的で使用しない。また、参加者は、応募に当たって知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (5) このプロポーザルにおいて市が提供する資料は、このプロポーザルの目的以外で使用することはできない。

- (6) 契約締結後においても、受託者がこのプロポーザルにおいて失格事項に該当していたことが明らかとなった場合は、市は契約を解除することができる。
- (7) 業務の委託開始までの準備にかかる経費については受託予定事業者の負担とする。